

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機(B)補機冷却海水系ポンプ出口配管の希釈用ろ過水注水弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
2	1号機	気体廃棄物処理系排ガスフィルタエリア内ドレンサンプのレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
3	1号機	廃棄物処理系フィルタスラッジサージタンクのレベル測定用圧縮空気供給配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の点検において、送風機(A、B)の雨水浸入防止用水切板の未取付が認められたため、当該部品を取付	C	
5	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器用ろ過材保持ポンプ(B)の出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	主蒸気漏洩検出系(D)の計器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
7	3号機	残留熱除去海水系ポンプ(予備品)の表面検査において、羽根車に軽度の腐食(2台分)が認められたため、当該部を点検・手入れ	D	
8	3号機	残留熱除去海水系ポンプ(予備品)の表面検査において、シャフトに軽度の腐食(2台分)が認められたため、当該部を点検・手入れ	D	
9	3号機	主発電機の点検において、固定子巻線用楔に軽度なゆるみ(全2,952本中、25本)が認められたため、当該箇所を補修	D	
10	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット(B)用流体継手油冷却器の点検・手入れにおいて、当該油冷却器内に布切れ(白色)らしき物が発見されたため、対応検討	C	
11	3号機	高圧復水ポンプ(A)の入口弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
12	3号機	タービン建屋地階高圧復水ポンプエリアの床塗装面に一部剥離が認められたため、当該部を点検・補修塗装修理	D	
13	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器での使用済ろ過材保管用沈降分離槽(B)のレベル記録計にデジタル表示値値不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
14	4号機	給復水系酸素注入装置用酸素ポンプ出口弁(1台)に動作不良(閉固着)が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	換気空調系常用冷却装置のターボ冷凍機（B）の冷水循環ポンプ（B）の制御回路に動作不良が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
16	5号機	気体廃棄物処理系排ガスサンドフィルタ入口流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
17	5号機	廃棄物処理建屋3階脱水用フィルタ室の天井ハッチコーキング部より雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	タービン建屋電気品室換気空調系の冷却水膨張タンク用レベルスイッチの点検において、レベル測定用フロートの溶接部に微小な貫通孔が認められたため、当該計器一式を交換	D	
19	6号機	廃棄物処理系サンプポンプの運転状態（起動・停止）記録計（A）に印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
20	集中環境施設	海水取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）の出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	その他	工具センタ貸出し用計測器等の定期点検において、デジタルマルチメータ（1台）に計器精度外れが認められたため、当該計器を調整・修理後、再配備	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで